

地域に密着した生活衛生関係営業者への支援

平成23年度第3次補正
34億円

【基本方針の該当箇所】

5 復興施策

(3)地域経済活動の再生

②中小企業

(i)中小企業支援について、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、事業用施設の復旧・整備支援について、ニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。

⑦コミュニティを支える生業支援

(i)コミュニティの再生のためには個人事業者や商店等の復興が重要である。例えば、理容・美容業、クリーニング業など、地域に密着した生活衛生関係営業者、・・・、飲食業・・・等の商店経営者等、地域コミュニティを支える多様な生業を復元し、維持可能となるよう支援する。

【施策の概要】

第一次補正で新設した「東日本大震災復興特別貸付」の貸付期間の延長などにより、被災した生活衛生関係営業者等を支援する。

○ 東日本大震災復興特別貸付の拡充等 34億円

(1)東日本大震災復興特別貸付の延長及び円高への資金繰り支援等 貸付規模165億円(出資金31.3億円)

(参考)1次補正で9月末までの貸付見込み分に係る貸付規模105億円を措置済み。

(2)その他 2.3億円

・津波で甚大な被害を受けた被災理・美容師が実施する出張理・美容に必要な訪問理・美容キットやクリーニング業者が本格的な営業再開前に仮設店舗で仮営業するため利用する共同利用工場の費用を支援することにより、被災生活衛生関係営業者の早期自立を支援する。

(参考)

	岩手県	宮城県	福島県
地震・津波による被害件数	9業種505店舗	8業種907店舗	7業種531店舗
原発事故による避難件数	—	—	2業種151店舗

※平成23年6月28日現在 各連合会からの報告による。